

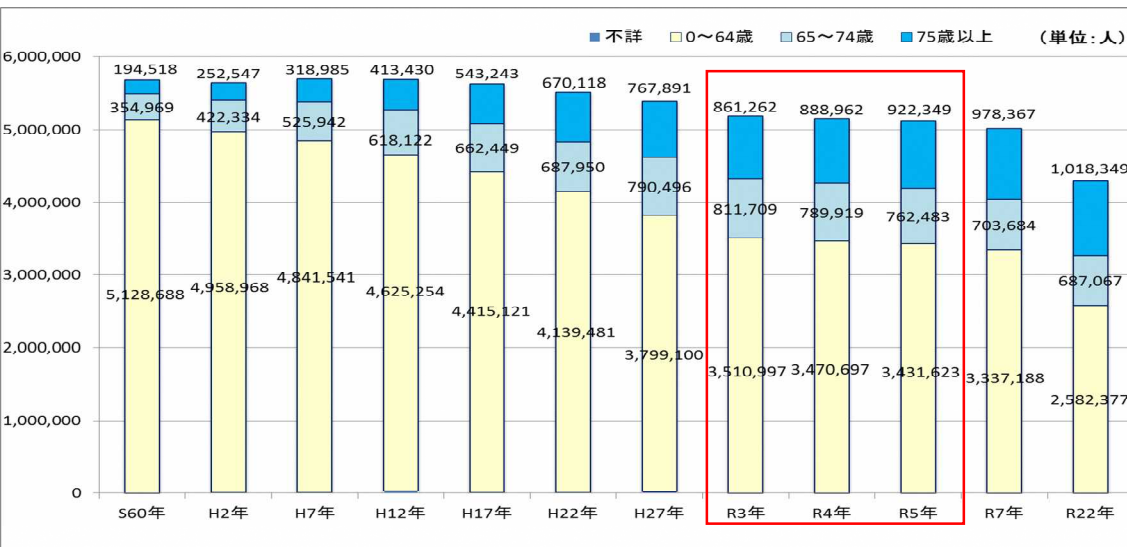
第8期 北海道介護保険事業支援計画・ 高齢者保健福祉計画〔素案〕（案）のポイント

令和2年（2020年）11月

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

高齢者と介護をめぐる現状 <高齢者人口の推移等①>

○高齢者人口 [北海道] (推計)



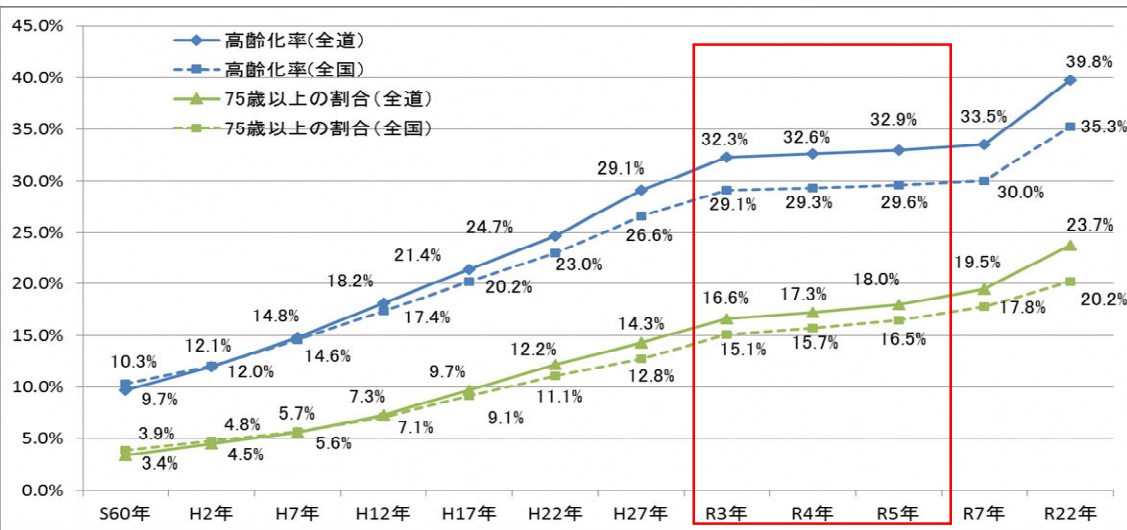
<65歳以上人口の推移>

国勢調査の結果でみると、本道の65歳以上の高齢者人口は、平成12年に100万人を超え、平成27年には、約155万8千人となっています。

また、市町村の推計値では、令和5年には約168万人となる見込みです。

- ・平成27年までは総務省統計局「国勢調査」
- ・平成30年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値等による厚生労働省の市町村推計値を積上げた数値

○高齢化率



<65歳以上人口の高齢化率>

高齢化率は、平成27年では29.1% (全国20位) となっており、今後、全国平均を上回る伸びで増加し、令和5年には32.9%に、さらに令和7年には33.5%に達する見込みです。

総人口に占める75歳以上の方の割合は、平成27年では14.3% (全国25位) ですが、令和7年には19.5%になると推計されています。

- ・平成27年までは総務省統計局「国勢調査」
- ・平成30年以降の全道は国立社会保障・人口問題研究所の推計値等による厚生労働省推計の市町積上げた数値
- ・平成30年以降の全国は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」

高齢者と介護をめぐる現状 <高齢者人口の推移等②>

○要介護者等の状況 [北海道] (推計)

単位:人



<要介護者等の状況>

令和5年度における要支援・要介護者数は、36万5,966人で、令和2年度と比較して2万7,303人の増(8.1%増)となっています。

要介護度の分布をみると、令和5年度では、要介護1が最も多く8万4,523人(23.1%)、次いで要支援1が6万5,621人(17.9%)、要介護2が5万7,879人(15.8%)となる見込みです。

また、令和7年度の要支援・要介護者数は37万7,148人、令和22年度は45万4,906人で、令和2年度と比較して令和7年度は3万8,485人の増(11.4%増)、令和22年度は11万6,243人の増(34.3%増)になると推計されています。

・厚生労働省の「『見える化』システム」の市町村の推計値の積み上げた数値

○世帯の状況

区分	平成27年(2015)		令和2年(2020)		令和7年(2025)		令和22年(2040)	
	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国
総世帯数 (A) (世帯)	2,438,206	53,331,797	2,429,065	54,106,573	2,384,223	54,116,084	2,086,436	50,757,068
高齢世帯数 (B) (世帯)	892,658	18,813,089	976,419	20,644,955	992,662	21,031,332	996,811	22,422,563
総世帯に占める割合 (B/A) (%)	36.6%	35.3%	40.2%	38.2%	41.6%	38.9%	47.8%	44.2%
夫婦のみ高齢世帯 (C) (世帯)	336,447	6,256,182	357,926	6,740,404	353,808	6,763,271	328,439	6,869,612
総世帯に占める割合 (C/A) (%)	13.8%	11.7%	14.7%	12.5%	14.8%	12.5%	15.7%	13.5%
高齢世帯に占める割合 (C/B) (%)	37.7%	33.3%	36.7%	32.6%	35.6%	32.2%	32.9%	30.6%
単身高齢世帯数 (D) (世帯)	319,408	5,927,686	365,896	7,025,108	388,335	7,512,007	429,164	8,963,207
総世帯に占める割合 (D/A) (%)	13.1%	11.1%	15.1%	13.0%	16.3%	13.9%	20.6%	17.7%
高齢世帯に占める割合 (D/B) (%)	35.8%	31.5%	37.5%	34.0%	39.1%	35.7%	43.1%	40.0%

<高齢者のいる世帯の状況>

世帯主が高齢者である世帯(高齢世帯)の総世帯に占める割合は、平成27年は36.6%であり、令和2年には4割を越えると推計されています。

世帯類型別では、単身高齢世帯が高齢世帯に占める割合が、平成27年では35.8%であり、令和7年では39.1%、令和22年では43.1%になると推計されています。

また、単身高齢世帯数が、令和2年には夫婦のみ高齢世帯数を上回り、約36万6千世帯になると推計されています。

・平成22年、27年は総務省統計局「国勢調査」

・平成32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成26年4月推計)

高齢者と介護をめぐる現状 <高齢者人口の推移等③>

○認知症高齢者の状況

区 分		H24	H27	R 2	R 7	R 7
全国	有病率が一定の場合 (有病率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	
	有病率が上昇する場合 (有病率)	462万人 15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	
北海道	有病率が一定の場合 (有病率)	208,004人 15.0%	237,565人 15.7%	284,596人 17.2%	327,331人 19.0%	約34万1千人
	有病率が上昇する場合 (有病率)	208,004人 15.0%	242,104人 16.0%	297,833人 18.0%	354,896人 20.6%	
(北海道高齢者人口)		1,386,695人	1,513,151人	1,654,626人	1,722,796人	

<認知症高齢者の現状と推計>

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加傾向にあり、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に全国で約700万人、高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されています。
これを道内の高齢者人口にあてはめた場合、平成37年には約34万1,000人になると推計されます。

- (北海道高齢者人口)
 ・平成24年は、平成24年3月31日現在住民基本台帳人口
 ・平成27年及び令和2年は、各年1月1日現在住民基本台帳人口（H26から住民基本台帳の基準日が3月31日から1月1日に変更）
 ・令和7年は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値等による厚生労働省の市町村推計値を積み上げた数値

○要介護状態となった原因 [全国]

区分	第1位		第2位		第3位	
	内容	構成割合 (%)	内容	構成割合 (%)	内容	構成割合 (%)
要介護状態となった原因	認知症	17.6%	脳血管疾患	16.1%	高齢による衰弱	12.8%

<要介護状態となった原因>

要介護状態となった原因としては、認知症が17.6%を占め第1位となっています。

- ・厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）

高齢者と介護をめぐる現状 <介護保険料の推移>

○介護保険料の推移

区 分	全 道		全 国
	月額平均(円)	保険者数	月額平均(円)
第7期保険料 (H30～R2)	5,617 (前年比 9.4%増)	156	5,869
第6期保険料 (H27～H29)	5,134 (前年比10.9%増)	156	5,514
第5期保険料 (H24～H26)	4,631 (前年比16.2%増)	156	4,972
第4期保険料 (H21～H23)	3,984 (前年比 1.9%増)	157	4,160
第3期保険料 (H18～H20)	3,910 (前年比11.3%増)	178	4,090
第2期保険料 (H15～H17)	3,514 (前年比13.0%増)	203	3,293
第1期保険料 (H12～H14)	3,111	207	2,911

<介護保険料の現状と推計>

第1号被保険者に係る介護保険料（保険料基準額）については、第1期と第2期は全国を上回っていましたが、第3期から第7期までは、全国平均を下回る額で推移しています。



第8期の介護保険料は、
市町村において精査中

※案時にお示しします。

[注1] 北海道の市町村数は平成30年4月1日現在、179あるが、保険者数は空知中部広域連合（歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）、大雪地区広域連合（東川町、東神楽町、美瑛町）、日高中部広域連合（新冠町、新ひだか町）、後志広域連合（島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村）を各1保険者とするため、156となる。

[注2] 月額平均については、各市町村の被保険者数に月額保険料基準額を乗じて足し上げたものを全市町村の被保険者数で割り返したものである。（加重平均）

第8期介護保険事業支援計画について

①質の高いサービス提供体制の確保

- ニーズに見合った医療や介護サービスの提供体制の整備
- サービス提供に必要な介護人材の確保、業務改善の推進、職場定着・離職防止の促進
- サービスの質の確保・向上

②地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進

- 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの提供
- ケアマネジメントや自立支援・重度化防止の取組の充実
- 認知症の早期発見、早期対応などの医療対策の充実、正しい知識の普及、ケアの質の向上、支援体制の構築

③高齢者の生活基盤の充実と活躍支援

- 高齢者の健康づくりと介護予防の推進
- アクティブシニアの活躍支援
- 災害・感染症に係る体制整備
- 地域共生社会の実現を目指した取組の促進

④介護保険制度の安定的な運営

- 介護保険制度に関する理解の促進
- 低所得者に対する負担軽減の実施
- 給付と費用の適正化の推進
- 適切な事業者指導と経営支援

計画の推進管理

市町村が行う自立支援・重度化防止への支援に関する取組などについて、数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づき、毎年度の施策の取組状況や目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえて、市町村への支援策を検討する。

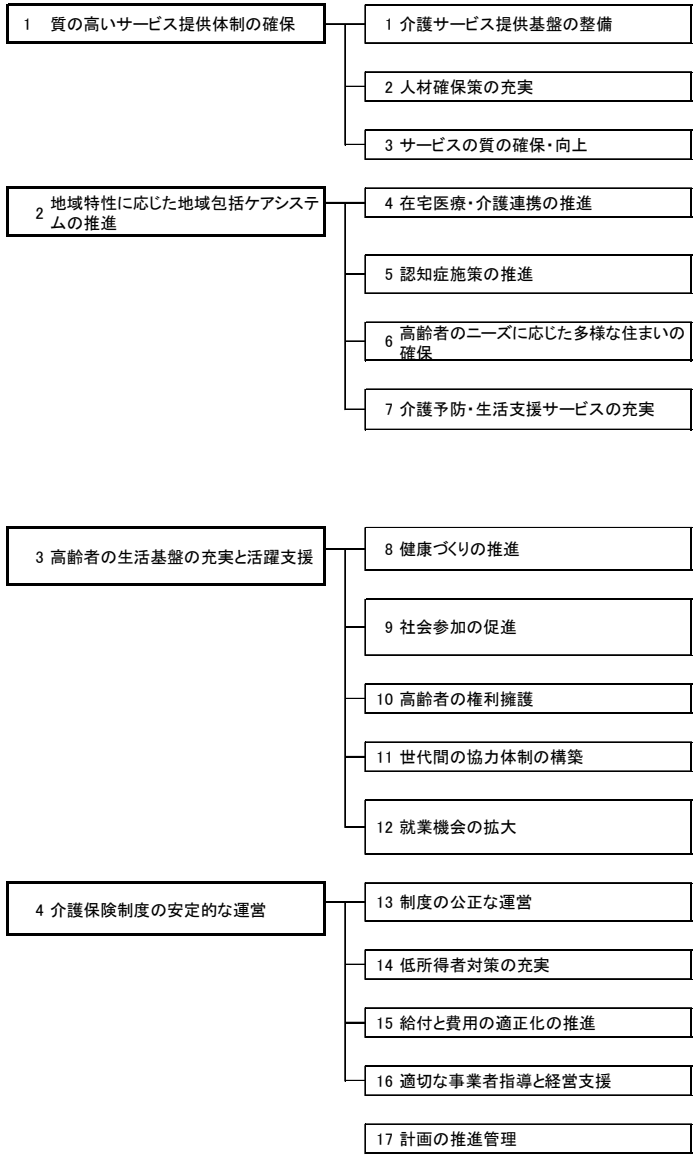
基本テーマ：「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」づくり

第8期介護保険事業支援計画 基本方針の変更について

第7期

基本的目標

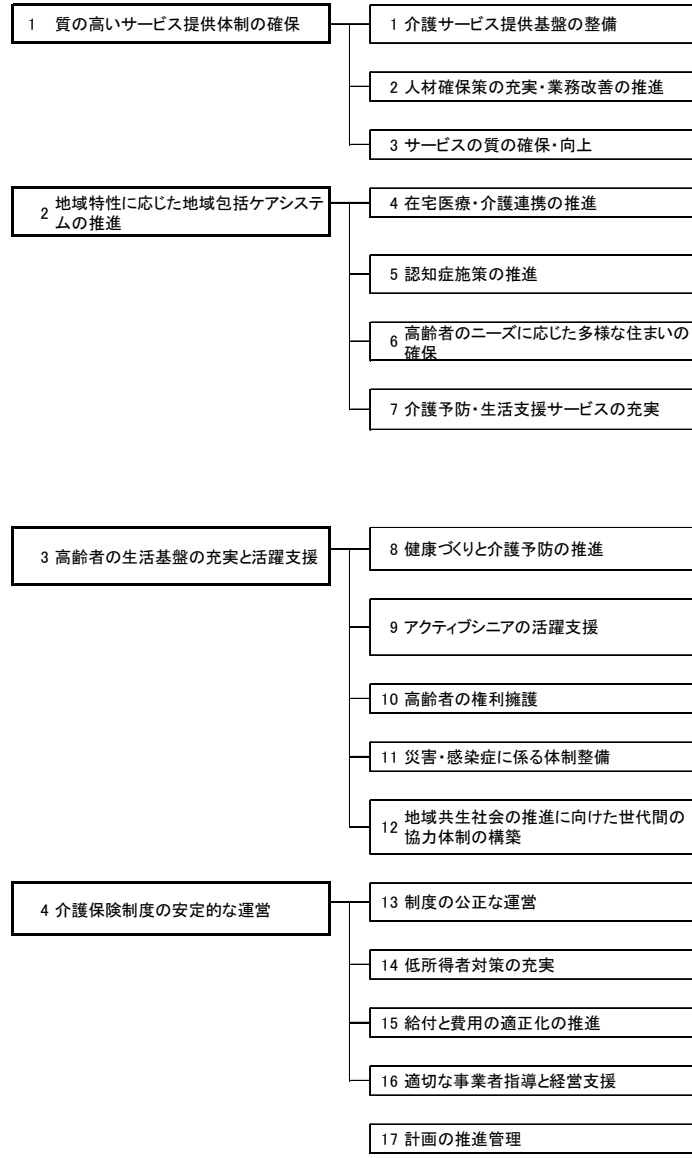
計画推進の基本方針



第8期

基本的目標

計画推進の基本方針



変更等の考え方

【充実】国の基本指針案の見直しに伴い、業務改善の視点を追加

【充実】国の基本指針案の見直しに伴い、認知症施策推進大綱に沿った構成に変更

【充実】国の基本指針案の見直しに伴う基本方針の見直し(保健事業と介護予防の一体的実施の視点)

【充実】基本方針(就業機会の拡大)を統合し、アクティブシニアの活躍に係る取組を一元化

【新設】国の基本指針案の見直しに伴い追加

【充実】国の基本指針案の見直しに伴い、地域共生社会の推進の視点を追加

第8期介護保険事業支援計画のポイント

①質の高いサービス提供体制の確保

基本方針	主な推進方策
1 介護サービス提供基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">■ 在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介等のサービス提供基盤の整備に対し助成するとともに開設・運営の手引きを活用し、普及促進を図る。■ 施設サービスの充実 特別養護老人ホームについては、必要入所定員総数を踏まえ施設整備を計画的に進める。また、今後の地域の介護需要を見極めながら、既存施設のサテライト化や地域密着型施設の整備も視野に入れ検討する。■ 療養病床の転換 療養病床の再編や介護療養型医療施設の廃止を踏まえ、療養病床から介護医療院や老人保健施設等への転換整備を支援するなど、地域の実情に応じた受け皿づくりを促進する。
2 人材確保策の充実・業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 福祉・介護に対する理解の促進 小中高生等を対象とした福祉・介護に関する体験学習や介護事業所等での体験活動の実施など介護に関する普及啓発活動を行い、若手層、高齢者や主婦など広く道民の福祉・介護に関する理解の促進を図る。■ 多様な人材の就業促進 介護未経験者などへの研修や潜在的な有資格者等の介護事業所への紹介予定派遣などにより、幅広い人材の参入の促進を図る。また、介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを行うほか、介護福祉士養成施設に在宅する外国人留学生に、学費等を貸付ける介護事業所の取組を支援する。■ 介護現場における業務改善の取組の推進 国の「生産性向上に資するガイドライン」等による業務改善の取組を全道の介護事業所に普及するとともに、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやICTの導入促進を図る。■ 職場定着・離職防止の促進 介護職員の定着に向けた様々な研修等を実施するとともに、人間関係や業務内容等に関する悩みなどに対応するための相談窓口の周知や充実に努める。 外国人介護人材の受入に係る諸制度の仕組みなどに関する研修を実施し、介護事業所の外国人介護人材の受入を支援する。

第8期介護保険事業支援計画のポイント

①質の高いサービス提供体制の確保

基本方針	主な推進方策
2 人材確保策の充実・業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 地域支援事業に従事する者の資質の向上 地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターに対する研修を行うなど、資質の向上を図る。
3 サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者の指定及び指導・監査等の実施 適正な事業運営が行われるよう、サービス事業者に対して、指導監査を実施するとともに、指導担当職員の研修に努める。■ 介護職員等の資質の向上 介護職員の資質・能力向上を図るための研修を実施するとともに、キャリア形成の促進や資質の向上になどに取り組む事業者を支援する。■ 介護サービス情報の公表と評価 介護サービスの利用者が、自らのニーズにあった事業所を選択できるよう、事業所等の設備、職員配置、利用料などに関する情報を公表する。

第8期介護保険事業計画のポイント

②地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進

基本方針	主な推進方策
<p>4 在宅医療・介護連携の推進</p>	<p>■ 在宅医療との連携強化の推進 介護職員の医療知識習得のための研修や在宅医療に係る各種研修の実施、他職種との連携体制を整備するとともに、ICTを活用した医療連携ネットワークや見守り支援等の取組を促進する。</p>
<p>5 認知症施策の推進</p>	<p>■ 普及啓発・本人発信支援 認知症サポーター及びキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を養成するとともに、その活動を促進する。また、当事者同士が交流する本人ミーティングやピアサポート活動を普及するための取組を促進するほか、認知症の人が自ら発言する機会の拡大を図るなど、本人発信支援の取組を促進する。</p> <p>■ 予防 市町村における通いの場の拡充など、認知症予防に資する可能性のある活動を促進する。</p> <p>■ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 認知症の鑑別診断や専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」の設置を促進するとともに、認知症サポート医の養成や医療・介護従事者等に対する研修を実施する。</p> <p>■ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援 地域のSOSネットワークの拡充やGPS等を活用した新たな取組を促進するとともに、認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に向けて、コーディネーター養成研修などを実施する。また、若年性認知症支援コーディネーターの養成を行うほか、フォーラムを開催するなど、道民全体の若年性認知症に対する理解促進を図る。</p>

第8期介護保険事業計画のポイント

②地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進

基本方針	主な推進方策
6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none">■ 多様な住まいの確保 高齢者の日常的な生活支援サービスが付帯した「サービス付き高齢者向け住宅」の登録及び供給を促進するとともに、適正な運営やサービスの質の確保を図る。■ 情報提供、相談体制の充実 高齢者の入居を拒まない「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録及び供給を促進するとともに、登録住宅に関する情報提供を行う。
7 介護予防・生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">■ 要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施 住民や自治会等の組織を活用した先進事例の情報提供や研修の実施など、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を支援する。■ 地域包括支援センターの機能強化 介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援業務などに対応する地域包括支援センターの機能強化を図るため、研修や意見交換等を実施する。

③高齢者の生活基盤の充実と活躍支援

基本方針	主な推進方策
<p>8 健康づくりと介護予防の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康づくりの推進 生活習慣病の発症や重症化予防に向けて、食生活や運動など、生活習慣の改善やがん検診、特定健康診査等の受診を促進する。 ■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた市町村の取組状況の確認や取組推進のための啓発及び市町村間の連携体制の構築支援を行う。 ■ 介護予防の観点からの各種活動の推進 市町村が行う介護予防事業や、住民主体の自主グループの形成と育成を支援するリハビリテーション専門職による、現地支援を実施する。
<p>9 アクティブシニアの活躍支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就業機会の拡大 高齢者の豊かな経験などを生かし、年齢に関わりなく働き続けられるよう、市町村や地域の関係機関と連携しながら、高齢者の就労意欲の喚起や、就労機会の確保に向けた支援に努める。 ■ 社会活動の促進 地域づくりの意義等の共有、介護分野での就労や生活支援の担い手など、多様な社会活動を紹介するとともに、ニーズに合った地域活動への橋渡しを行う。
<p>10 高齢者の権利擁護</p>	<p>高齢者虐待の発生防止に向けて、虐待防止・相談支援センターによる専門的な助言を行うほか、市町村職員等に対する研修会を開催する。また、高齢者などに配慮した消費生活相談の実施、消費者被害の未然防止と早期発見のため、消費者教育、啓発活動に努める。</p>

③高齢者の生活基盤の充実と活躍支援

基本方針	主な推進方策
<p>11 災害・感染症に係る体制整備</p>	<p>■ 災害に対する体制整備</p> <p>要介護高齢者等が避難所において安心して生活できる体制を整備するため、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、設置・運営に必要な資機材、人材の確保への支援を行う。また、施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を行う。</p> <p>■ 感染症に対する体制整備</p> <p>新型コロナウイルス等の感染拡大を防止する観点から、社会福祉施設における感染防止に係る備品や医薬品、衛生用品等の確保・備蓄等に努める。また、介護事業所等の職員が新型コロナウイルス等の感染症に罹患し、介護職員等が不足した場合に、介護職員等を派遣する体制を整備し、介護サービスが維持できるよう支援するほか、在宅で生活する要介護者の家族が罹患し、濃厚接触者となった際に短期入所サービスを円滑に受けられるよう体制を整備する。</p>
<p>12 地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築</p>	<p>■ 地域共生社会の推進</p> <p>市町村やNPO、社会福祉法人等を対象に「共生型地域福祉拠点」の考え方や先進的な取組事例の情報提供、意見交換を通じた普及啓発を行い、「共生型地域福祉拠点」の整備促進に向けた機運の醸成を図る。</p> <p>■ 相談体制の充実</p> <p>幅広い住民の参画、交流を通じて地域の課題を見出し、共通認識をしてもらうとともに、支援を「受ける側」とされていた人達が「支え手」として、地域福祉の取組に主体的に参画できるよう、関係団体とも連携し、コミュニティソーシャルワーカーの育成に取り組む。</p>

第8期介護保険事業計画のポイント

④介護保険制度の安定的な運営

基本方針	主な推進方策
13 制度の公正な運営	介護保険制度の一層の理解促進を図るため、道民に対する制度に関する情報提供の充実を図るとともに、制度の適正かつ安定的な運営に向けて、市町村に対し技術的な助言を行う。
14 低所得者対策の充実	社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減制度等について、活用促進を図るとともに、居宅生活の困難な高齢者が入所する軽費老人ホーム・ケアハウスの運営を支援する。
15 給付と費用の適正化の推進	市町村が取り組む要介護認定やケアプランの点検など介護給付適正化の取組を推進する。また、介護サービスの共同利用について、広域的な取組を促進する。
16 適切な事業者指導と経営支援	定期的な事業指導を行い、介護報酬の不正請求や不適切なサービス提供の未然防止に努めるとともに、発生した際には厳正に対処する。 国の「生産性向上に資するガイドライン等による業務改善の取組を全道の介護事業所に普及するとともに、介護事業者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやICTの導入促進を図る。（再掲）